

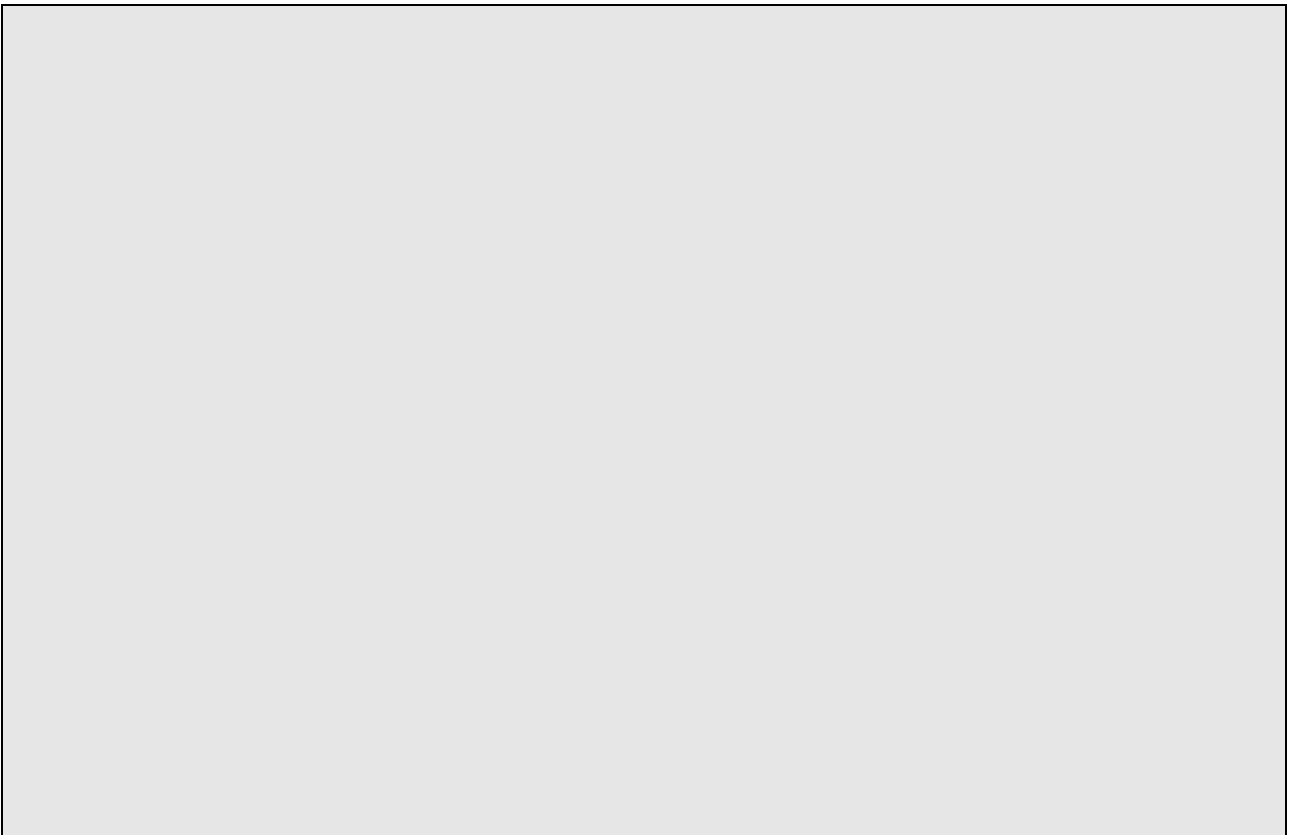
事業系ごみ
適正処理
マニュアル

宇都宮市

(広 告)



(広 告)



広告の内容については広告主に直接お問い合わせください。なお、廃棄物の処理を広告主に委託する場合は、事前に許可の内容を確認してから依頼してください。

目 次

1 事業系ごみの削減に向けて	2
(1) 本市における事業系ごみの現状	2
(2) 事業系ごみの削減に向けた取組	3
2 排出事業者の役割	4
(1) 排出事業者の責務	4
(2) 廃棄物管理責任者の役割	4
(3) 市への提出書類	5
(4) 市の訪問調査	5
3 廃棄物の分別と保管	6
(1) 廃棄物の区分	6
(2) 産業廃棄物の種類	6
(3) 事業系一般廃棄物の種類	8
(4) 廃棄物の保管方法	10
4 廃棄物の運搬と処分	14
(1) 産業廃棄物の処分方法	14
(2) 事業系一般廃棄物の処分方法	18
5 廃棄物の減量と資源化	20
(1) プラスチック・スマート	20
(2) 食品ロスの削減	22
(3) 古紙のリサイクル	24
(4) 家電4品目のリサイクル	24
(5) パソコンのリサイクル	24
(6) 産業廃棄物広域認定制度の活用	25
(7) 有価物としての処分	25
6 その他	26

Ⅰ 事業系ごみの削減に向けて

Ⅰ 事業系ごみの削減に向けて

(Ⅰ) 本市における事業系ごみの現状

● 事業系一般廃棄物の排出量

事業系ごみのうち、本市が受け入れを行っている「事業系一般廃棄物」は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより令和4年度までは減少していましたが、その後は増加傾向に転じています。

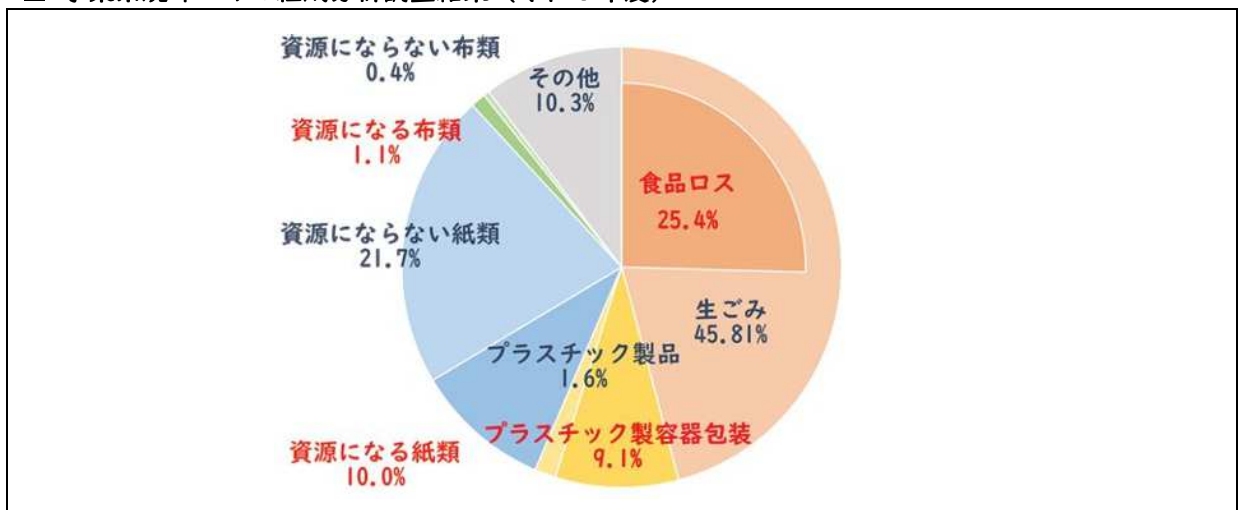
■ 事業系一般廃棄物排出量の推移（単位：トン）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
資源物	719	696	716	686	631
ペットボトル	9	13	16	14	16
びん・缶類	460	441	474	433	386
プラスチック製容器包装等	6	6	7	7	6
紙布類	243	236	220	231	223
資源物以外	39,011	38,323	37,907	39,072	39,181
焼却ごみ	38,601	38,023	37,420	38,649	38,780
不燃ごみ・危険ごみ	232	187	352	261	254
粗大ごみ	178	112	136	162	147
（合計）	39,729	39,019	38,624	39,758	39,811

● 事業系焼却ごみの状況

本市が令和6年度に実施した「組成分析調査」によりますと、事業系焼却ごみの中にはまだ食べられるのに捨てられてしまった「食品ロス」が約4分の1、プラスチック製容器包装や資源化できる紙類などの「資源物」が約5分の1も混入しています。

■ 事業系焼却ごみの組成分析調査結果（令和6年度）



発生抑制や分別徹底を心がけ、事業系ごみの削減にご協力ください。

(2) 事業系ごみの削減に向けた取組

● 3R（スリーアール）の推進

事業系ごみを減らすためには、日頃から「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再生利用）」の3Rに取り組むことが重要です。

取組の種類	具体的な行動（例）
リデュース（発生抑制）	<ul style="list-style-type: none"> 紙媒体を電子媒体に切り替える，過剰包装をなくす。 使い捨て容器の利用を控える。 食品の販売管理を徹底する。
リユース（再使用）	<ul style="list-style-type: none"> 使用済みの封筒を社内連絡用として使用する。 インクカートリッジなどはメーカー回収に協力する。
リサイクル（再生利用）	<ul style="list-style-type: none"> 資源物の分別を徹底する。 エコマークのある商品を積極的に利用する。 食品リサイクルを進める。

● 事業系ごみを削減するメリット

事業系ごみを削減することは、温室効果ガスの発生抑制や最終処分場の残余年数延伸だけでなく、海洋プラスチックごみや食品ロスなどの世界を取り巻く諸問題にも対応し、SDGsの目標達成に貢献します。また、排出事業者にとっても、企業のイメージ向上や廃棄コストの削減につながるなどのメリットがあります。

Point 焼却ごみに資源物や産業廃棄物を混ぜないで！

本市では、清掃工場に搬入された焼却ごみを定期的に調査しており、写真にあるような不適正な排出がみられた事業者に対しては訪問するなどして指導を行っています。

不適正な排出は行政処分の対象になるだけでなく、限りある資源の浪費につながりますので、私たちの未来を守るためにも分別を徹底してください。



* 紙類は資源物です。



* プラスチック製品は産業廃棄物です。

2 排出事業者の役割

2 排出事業者の役割

(1) 排出事業者の責務

排出事業者には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」といいます)及び「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(以下「条例」といいます)で次のような責務があると定められています。

- ① 事業活動に伴って生じる廃棄物を、自らの責任において適正に処理すること
- ② 事業活動に伴って生じる廃棄物の再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること
- ③ 物の製造、加工、販売に際して、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難にならないようにすること
- ④ 廃棄物の減量や適正処理について、国や地方公共団体の施策に協力しなければならないこと

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

■ 宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

(事業者の責務)

第1条の4 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量するとともに、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第3条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集若しくは運搬を業として行う者に運搬させ、若しくは一般廃棄物の処分を業として行う者に処分させなければならない。

(廃棄物の受入基準等)

第6条 占有者等又は事業者(占有者等又は事業者から運搬の委託を受けた者を含む。次項において同じ。)は、廃棄物を市の処理施設へ搬入しようとする場合は、あらかじめ市長に届け出て、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、占有者等又は事業者が前項の受入基準に従わないときは、搬入しようとする廃棄物の受入れを拒否することができる。

(2) 廃棄物管理責任者の役割

事業用大規模建築物の場合は、廃棄物の状況を常時把握できる人が廃棄物管理責任者となり、従業員やテナント、関係者と協力し合って、事業系ごみの減量や適正処理を推進してください。

また、本市では廃棄物管理責任者研修会を開催しており、市ホームページから研修資料を閲覧することができます。



(3) 市への提出書類

● 事業系一般廃棄物減量等計画書、同記載事項変更届出書（条例第3条の4）

事業用大規模建築物の所有者等は、年度ごとに「事業系一般廃棄物の減量等計画書」を作成し、毎年5月31日までに提出しなければなりません。

また、提出後に記載事項の変更があった場合は、速やかに「事業系一般廃棄物減量等計画書記載事項変更届出書」を提出してください。



市HP

● 廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（条例第3条の5）

事業用大規模建築物の所有者等は、廃棄物管理責任者を選任し、30日以内に「廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」を提出しなければなりません。

また、廃棄物管理責任者の変更があった場合も同様に提出してください。



市HP

● 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書（法第12条の3第7項）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、前年度の交付状況に関して「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書」を作成し、毎年6月30日までに提出しなければなりません。



市HP

● 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書等（法第12条第9項、第10項ほか）

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書」等を作成し、計画年度の6月30日までに提出しなければなりません。

また、計画の実施状況について、翌年度の6月30日までに提出しなければなりません。



市HP

(4) 市の訪問調査

本市では、事業用大規模建築物の所有者等に対する個別訪問調査を行っています。2年に1回程度、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の記載事項に基づき、次のような視点で実施状況を確認しますので、ご協力をお願いします。

- ① 分別状況（誤りや混在はないか）・・・6～9ページ参照
- ② 保管状況（保管場所の掲示や衛生管理は適切か）・・・10～13ページ参照
- ③ 排出状況（廃棄物処理委託の契約は適切か）・・・14～19ページ参照
- ④ 減量・資源化の取組状況・・・20～25ページ参照

※ 「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出がない場合や、指導（措置の指示）への改善が見込めない場合は、条例等に基づき、改善勧告を行うことがあるほか、当該改善勧告に従わない場合は、本市処理施設への廃棄物の搬入を拒否することがあります。

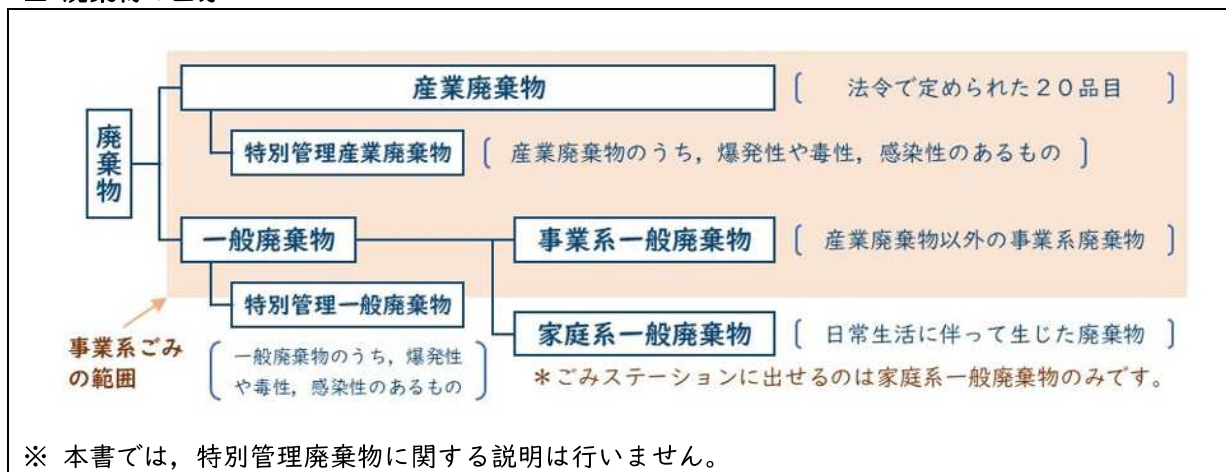
3 廃棄物の分別と保管

3 廃棄物の分別と保管

(1) 廃棄物の区分

事業系ごみ（事業所から排出される廃棄物）とは、法人や個人、営利団体・非営利団体を問わず、事業活動によって排出されるすべてのごみを指し、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分けられます。

■ 廃棄物の区分



(2) 産業廃棄物の種類

● あらゆる事業活動から生じる産業廃棄物（12品目）

品目	対象となるもの（例）
① 燃えがら	活性炭，焼却炉の残灰 ※ たばこの灰や吸い殻は事業系一般廃棄物
② 汚泥	工場廃水処理，製品製造工程から排出される汚泥
③ 廃油	天ぷら油，潤滑油 ※ 廃油全般
④ 廃酸	写真定着液 ※ 酸性廃液全般
⑤ 廃アルカリ	写真現像液，自動車用不凍液 ※ アルカリ性廃液全般
⑥ 廃プラスチック類	発砲スチロール，プラスチック製容器包装，ビニール梱包，PPバンド，タイヤ，合成繊維
⑦ ゴムくず	天然ゴムくず ※ 合成ゴムくずは廃プラスチック類
⑧ 金属くず	鉄骨・鉄筋，切削くず，スプレー缶，刃物類
⑨ ガラスくず及び陶磁器くず	ガラス製品，電球，陶器，タイル，石膏ボード
⑩ 鋳さい	鋳物砂，サンドブラストの廃砂
⑪ がれき類	建設工事から生じるコンクリートの破片
⑫ ばいじん	工場の排ガス処理から生じるばいじん

● 特定の業種から生じる産業廃棄物（7品目）

品目・対象となるもの（例）	対象となる業種等
⑬ 紙くず	
ダンボール，壁紙，パルプ，紙加工品，板紙，書籍，新聞紙	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る），製本業，パルプ・紙・紙加工品製造業，新聞業（印刷発行を行うものに限る），出版業（印刷出版を行うものに限る），印刷物加工業 ※ 上記以外は【事業系一般廃棄物（資源物）】
⑭ 木くず	
型枠，足場材，木造解体材，伐採材，建具工事等の残材，残材（板切れ），チップ，おがくず，木製製品（机・椅子・看板）	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る），木材・木製品製造業（家具製造業含む），パルプ製造業，輸入木材の卸売業，物品賃貸業から生じる木くず・木製家具等 ※ 上記以外は【事業系一般廃棄物（焼却ごみ）】
木製パレット	全業種
※ 剪定枝（直径10cm・長さ2.5mまで）は【事業系一般廃棄物（焼却ごみ）】	
⑮ 繊維くず	
ウエス，縄，ロープ ※ 天然繊維くずに限る	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る），繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く） ※ 上記以外は【事業系一般廃棄物（焼却ごみ）】
⑯ 動物系固形不要物	
解体した獣畜や食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	と畜場，食鳥処理場等
⑰ 動植物性残さ	
原料として使用した動植物に係る不要物（あめかす，のりかす，醸造かす，魚・獣のあら）	食料品製造業，飲料・飼料製造業，医薬品製造業，香料製造業 ※ 上記以外は【事業系一般廃棄物（焼却ごみ）】
⑱ 動物のふん尿 ⑲ 動物の死体	畜産農業（酪農業，肉用牛生産業，養豚業，養鶏業，畜産類似業，養蚕農業等） ※ 上記以外は【事業系一般廃棄物（焼却ごみ）】 （動物死体の処理方法に関する問い合わせはごみ減量課へ）

● その他の産業廃棄物（1品目）

品 目	対象となるもの（例）
⑳ 産業廃棄物を処分するために処理したもので上記以外の産業廃棄物	有害物質を含む汚泥をコンクリートで固化したもの

● 事業系一般廃棄物とみなすことができる産業廃棄物

本市では，産業廃棄物であっても，次のような基準に合致するものは事業系一般廃棄物とみなして，本市の処理施設等で受け入れることができます。

- ① 従業員の飲食に伴うもの（弁当容器や湯呑など）
- ② 本来業務以外で臨時的に発生するもの（事務用品や蛍光灯，乾電池など）

※ 受け入れできる量は，1日あたり45リットルのごみ袋1袋分まで（ただし，蛍光灯は10本，乾電池は5kg，粗大ごみは軽トラック1台分まで）となります。

(3) 事業系一般廃棄物の種類

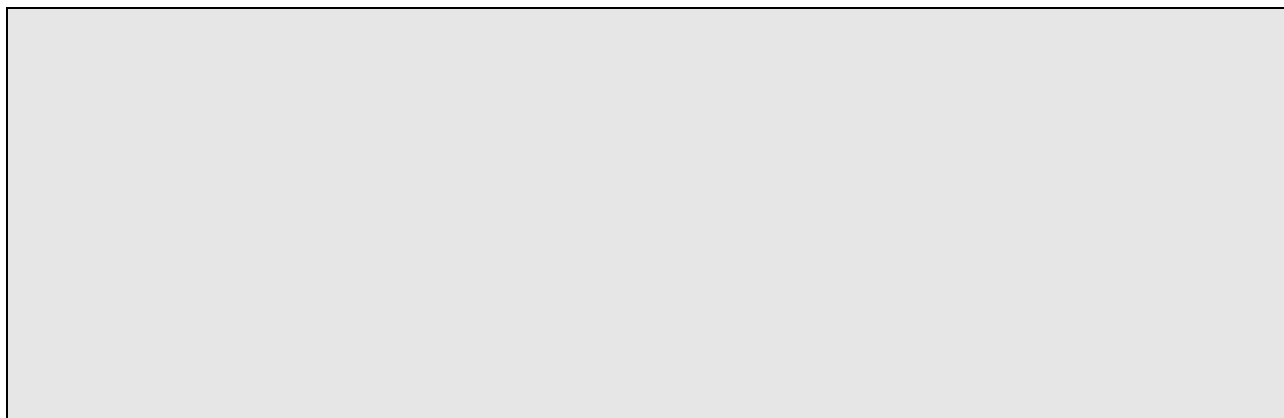
● 本市が受け入れを行う事業系一般廃棄物

区 分	対象となるもの(例)
焼却ごみ 粗大ごみ(可燃性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ(調理くずや食べ残しなど) ★ ・ 汚れや匂い、防水加工などにより資源化できない紙類 ・ 木製製品, チップ ★ ・ 剪定枝(直径10cm・長さ2.5mまで) ・ ウェス, 雑巾 ★ ・ 動物のふん尿 ★ ・ たばこの灰や吸い殻 <p>※ 木製パレットはすべて【産業廃棄物(木くず)】</p>
資源物	
新聞	・ 新聞紙, チラシ ★
ダンボール	・ ダンボール箱 ★
雑誌・その他の紙	・ 雑誌, 書籍, メモ用紙 ★
紙パック	・ 牛乳パック, ジュース等の紙パック
布類	<ul style="list-style-type: none"> ・ シャツ, タオル ★ <p>※ 合成繊維はすべて【産業廃棄物(廃プラスチック類)】</p>
びん缶類 ☆	・ 従業員の飲食に伴うびん・缶
ペットボトル ☆	・ 従業員の飲食に伴うペットボトル, 醤油のボトル
プラスチック製容器包装 ☆	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の飲食に伴う弁当, カップ麺, 洗剤などの容器 <p>※ 汚れを落としてください。</p>
白色トレイ ☆	・ 従業員の飲食に伴う白色トレイ
不燃ごみ ☆ 粗大ごみ(不燃性) ☆	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の飲食に伴う湯呑, 皿 ・ 臨時的に発生した電子レンジ
危険ごみ ☆	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時的に発生した蛍光灯, スプレー缶 ・ 臨時的に発生した乾電池

☆ … 事業系一般廃棄物とみなすものに限り受け入れます。(7ページ参照)

★ … 排出事業者の業種によっては産業廃棄物となります。(7ページ参照)

(告 告)



広告の内容については広告主に直接お問い合わせください。なお、廃棄物の処理を広告主に委託する場合は、事前に許可の内容を確認してから依頼してください。

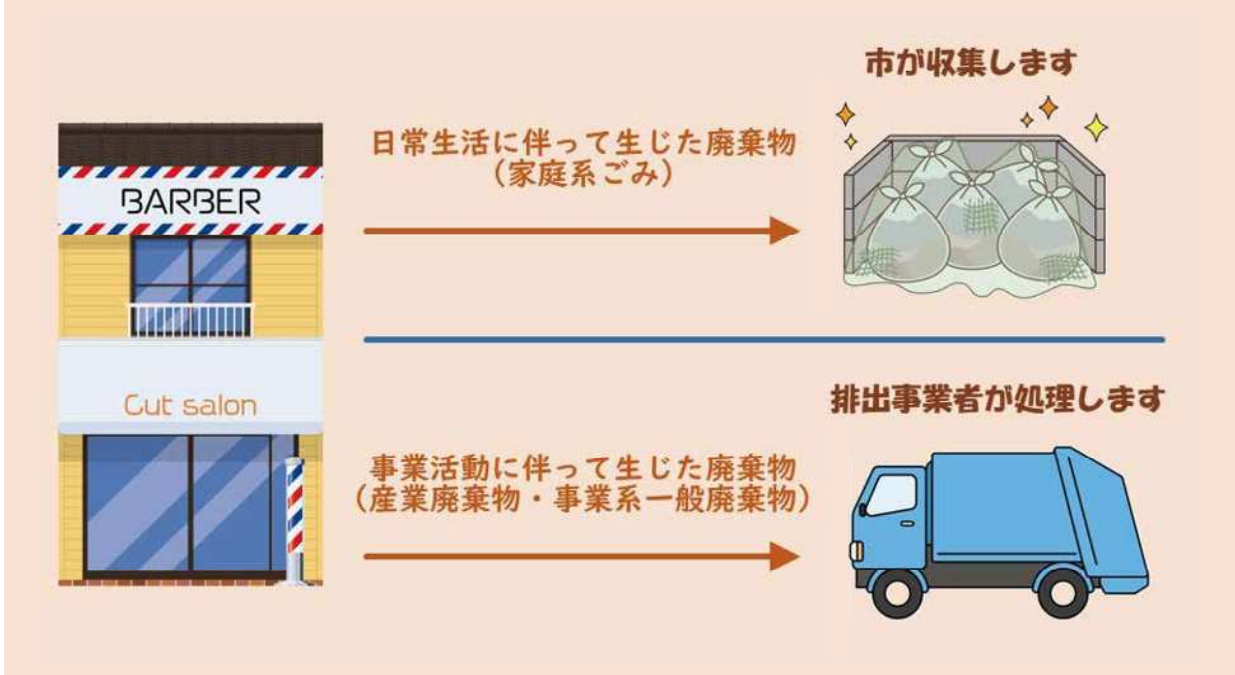
Point 家庭系ごみとの違い

家庭系ごみは、法に基づき市町村が独自に定めた基準によって分別収集（本市の場合は5種・14分別の資源物とごみを収集）を行っており、全国一律の基準によって品目が定められている産業廃棄物とは分け方が異なります。ご家庭では焼却ごみとして分別しているものであっても事業所では産業廃棄物として扱わなければならないものがありますので、事業所で排出される廃棄物を適切に把握することが大切です。



Point 店舗兼住宅の場合

店舗兼住宅の場合は、住居部分から出るごみは家庭系ごみとして、店舗部分から出るごみは事業系ごみとして分け、それぞれ適正に処理してください。ごみステーションに出せるのは家庭系ごみだけです。




(4) 廃棄物の保管方法

● 保管基準

事業所で排出された廃棄物は、処理施設等に運搬するまでの間、次のような保管基準に従い、事業所内において適正に保管してください。

※ 産業廃棄物と事業系一般廃棄物は同一の保管場所に集積しても差し支えありませんが、収集運搬業者が取り違えることのないよう、区画を分けて保管してください。

種 類	保管基準
<p>産業廃棄物</p> <p>※ 国の産業廃棄物保管基準（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第8条）に従って、生活環境の保全上支障のないよう保管することが義務付けられています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる場合は構造耐力上安全なもの）が設けられていること ・ 見やすい場所に次の例示のような掲示板が設けられていること <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の飛散・流出や地下への浸透，悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること
<p>事業系一般廃棄物</p> <p>※ 本市では、条例施行規則において保管基準を定めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分に収納でき，種類に応じた適切な保管ができること ・ 搬入や搬出の作業が容易にできること ・ 廃棄物の飛散・流出や地下への浸透，悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること

● 分別表示

事業系ごみを適正に処理するためには、従業員等の関係者が共通認識を持ち、ごみ箱の段階から正しく分別することが重要です。このため、従業員用のごみ箱や保管庫内の容器に廃棄物の種類や注意事項を記載したラベルを貼るなど、分別を徹底するよう努めてください。(12～13ページ参照)

 **Point** 保管方法の好事例



* ごみ箱の段階から正しく分別できるように、複数の袋が掛けられるカートを活用しています。(株式会社オータニ様)



* 分別表示の中の例示が充実しています。(ルートインジャパン株式会社様)



* 出し方が詳しく説明されています。(新栄不動産ビジネス株式会社様)

● 焼却ごみ（事業系一般廃棄物）の表示例

焼却ごみ

- 生ごみ（調理くずや食べ残しなど）
- 汚れや防水加工などにより資源化できない紙類
- 他の分別に属さない可燃性のごみ



* プラスチック製容器包装，プラスチック製品，合成繊維，不織布は汚れていても廃プラスチック類へ

● 紙類（資源物）の表示例

資源になる紙類

- ダンボール箱
- 新聞，雑誌，書籍
- 包装紙，化粧箱，封筒，メモ用紙 など



* 汚れや匂い，防水加工のあるもの，感熱紙，カーボン紙，写真，シールは焼却ごみへ

● ペットボトル（資源物）の表示例

ペットボトル

● PETマークのある飲料や調味料のボトル




* ラベルやキャップは廃プラスチック類へ

● 廃プラスチック類（産業廃棄物）の表示例

廃プラスチック類

- プラスチック製品（事務用品など）
- 樹脂，繊維，合成ゴム製品
- 家庭系ごみでいう「プラスチック製容器包装」







* 従業員の飲食に伴うもの（弁当やカップ麺などの容器，ペットボトルのラベル，キャップなど）はプラスチック製容器包装へ

4 廃棄物の運搬と処分

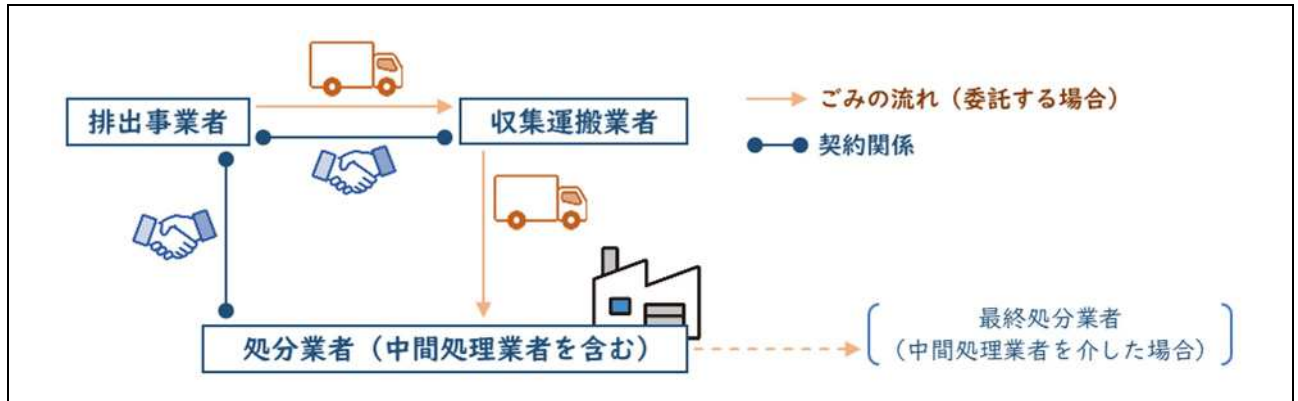
4 廃棄物の運搬と処分

(1) 産業廃棄物の処分方法

● 産業廃棄物の運搬・処分方法

産業廃棄物は、排出事業者が自ら運搬・処分を行うか、収集運搬業者・処分業者に委託し、それぞれの許可の内容に合致した廃棄物の運搬・処分を行う必要があります。また、委託に当たっては、法に基づいて契約書を作成しなければなりません。

■ 産業廃棄物の処理の流れ



● 産業廃棄物処理業者の選定

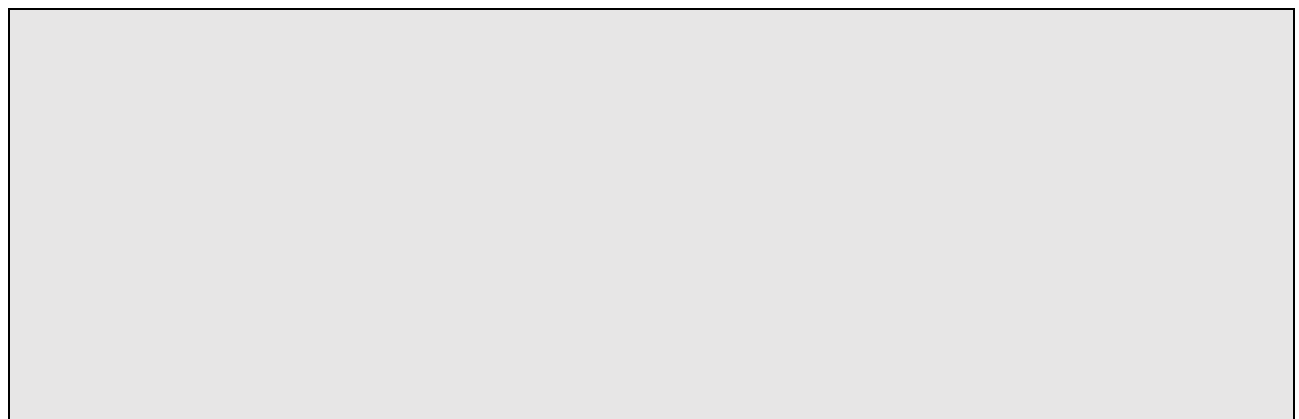
県内の産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者については、公益社団法人栃木県産業資源循環協会（☎028-612-8016）にお問い合わせください。

● 優良産廃処理業者認定制度の活用

遵法性や事業の透明性など、通常よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を都道府県・政令市が審査して認定する制度です。認定業者などについては、市ホームページでご確認ください。



(告 告)



広告の内容については広告主に直接お問い合わせください。なお、廃棄物の処理を広告主に委託する場合は、事前に許可の内容を確認してから依頼してください。

● 産業廃棄物処理委託契約書の記載事項

収集運搬委託	処分委託	記載事項
○	—	運搬の最終目的地の所在地
○	—	積替保管を行う場合はその所在地等
—	○	処分（再生）の場所の所在地，方法，処理能力
—	○	最終処分場の場所の所在地，方法，処理能力
—	○	輸入された廃棄物である場合はその旨
○	○	産業廃棄物の種類・数量
○	○	委託者が受託者に支払う料金
○	○	受託者の許可の事業の範囲
○	○	産業廃棄物の適正処理のために必要な情報，情報に変更があった場合の伝達方法 （産業廃棄物の性状・荷姿，性状の変化の情報，他の廃棄物との混合等により生ずる支障，C O 9 0 含有マークの表示がある場合はその旨，石綿含有産業廃棄物等が含まれる場合はその旨，その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項）
○	○	受託業務終了時の委託者への報告
○	○	委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い
○	○	委託契約の有効期間（開始年月日・終了年月日）

● 産業廃棄物処理委託契約書に係る注意事項

産業廃棄物処理委託契約書には、委託する産業廃棄物が許可の事業の範囲に含まれていることを証する書面（許可証の写しなど）を添付する必要があります。

※ 許可を有していない者に廃棄物の処理を委託することはできず、違反した場合は排出事業者も罰則の対象となりますので、必ず許可の内容や期限を確認した上で保管してください。

また、産業廃棄物処理委託契約書は、契約が終了した後でもその日から5年間保存し、再委託を受託した場合は承諾書とその日から5年間保存しなければなりません。

（ 広 告 ）

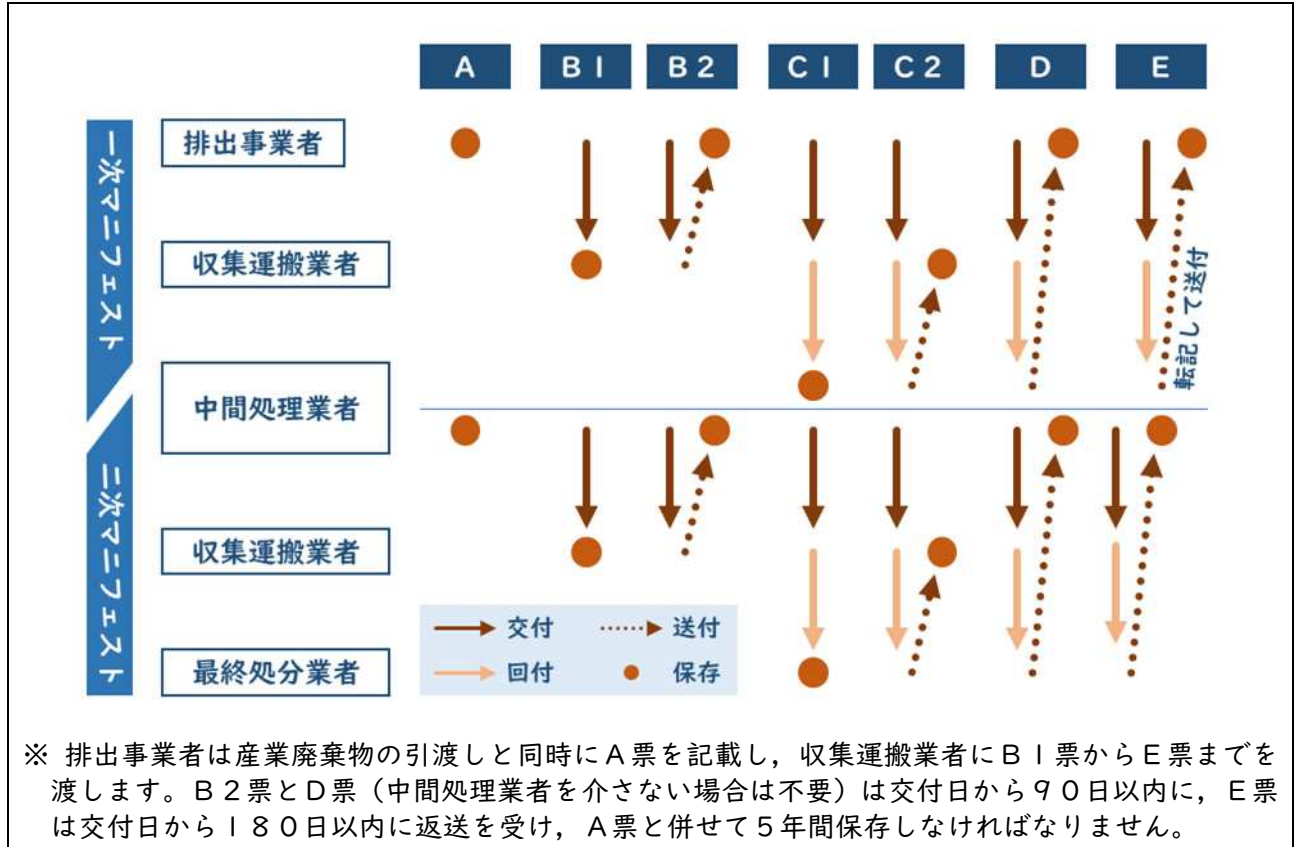
広告の内容については広告主に直接お問い合わせください。なお、廃棄物の処理を広告主に委託する場合は、事前に許可の内容を確認してから依頼してください。

4 廃棄物の運搬と処分

● 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

排出事業者が産業廃棄物の収集運搬を委託する場合は、引渡しの都度、種類ごと・運搬先ごとに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、当該廃棄物の処理課程を把握しなければなりません。

■ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ



（ 告 告 ）

広告の内容については広告主に直接お問い合わせください。なお、廃棄物の処理を広告主に委託する場合は、事前に許可の内容を確認してから依頼してください。

● 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載例

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	○年○月○日	交付番号	整理番号	又付担当者 氏名 宇都宮 太郎
事 業 者 （ 排 出 者 ）	氏名又は名称 〇〇食品株式会社		事 業 場 （ 排 出 場 所 ）	名称 〇〇食品株式会社 〇〇工場
	住所 〒123-4567 電話番号 028-123-4567 宇都宮市〇〇1丁目2-3			所在地 〒123-4567 電話番号 028-123-4567 宇都宮市〇〇町123-4
産 業 廃 棄 物	<input checked="" type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器(す)	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 破れきり	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不燃物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	
<input checked="" type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥		
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7429 紙くず(有害)		
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当簿記載のとおり ※ 一次マニフェストでは使用しません。			
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当簿記載のとおり			
運 搬 受 託 者	氏名又は名称 株式会社〇〇運輸		運 搬 先 の 事 業 場 （ 排 出 場 所 ）	名称 株式会社〇〇環境 処理センター
	住所 〒123-4567 電話番号 028-123-4567 宇都宮市〇〇1丁目2-3			所在地 〒123-4567 電話番号 028-123-4567 栃木県〇〇市〇〇町567
処 分 受 託 者	氏名又は名称 株式会社〇〇環境		環 境 又 は 保 管 場	名称
	住所 〒123-4567 電話番号 028-123-4567 宇都宮市〇〇4丁目5-6			所在地 〒 電話番号
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	(受保欄)	運 搬 日 年 月 日	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	(受保欄)	処 分 日 年 月 日	数量(及び単位)
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)			
(直行用)	発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会			
	照 合 確 認	B 票	年 月 日	
		D 票	年 月 日	
		E 票	年 月 日	

見本

● 電子マニフェストの利用

電子マニフェストは、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みで、誤記や偽造の防止に有効であるほか、紙媒体の保存や産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出（5ページ参照）が不要となるなど、多くのメリットがありますので、ぜひとも導入をご検討ください。



(2) 事業系一般廃棄物の処分方法

● 市内で排出された事業系一般廃棄物の受け入れ先

区 分	受け入れ先	
<ul style="list-style-type: none"> 紙類 布類 	株式会社エスケージー (宇都宮市長岡町413-1) ☎028-621-6221	
<ul style="list-style-type: none"> 焼却ごみ 粗大ごみ(可燃性) ※ 1日あたり2トン車2台まで	クリーンパーク茂原 (宇都宮市茂原町777-1) ☎028-654-0018	クリーンセンター下田原 (宇都宮市下田原町3435) ☎028-672-1997
<ul style="list-style-type: none"> 不燃ごみ 粗大ごみ(不燃性) 危険ごみ びん缶類 ペットボトル 	※ 事業系一般廃棄物とみなすものに限り受け入れます。(7ページ参照)	
<ul style="list-style-type: none"> プラスチック製容器包装 白色トレイ 	エコプラセンター下荒針 (宇都宮市下荒針町2678-176) ☎028-648-4631	

※ 処理手数料は、紙類・布類が10kg(10kg未満は切り上げ)につき税込37円、その他が税込226円となります。

● その他の受け入れ先 (一般廃棄物処分業者の紹介)

事業系一般廃棄物の一部(木くずなど)は、処分業者に委託し、許可の内容に合致した廃棄物の処分を行うことができます。一般廃棄物処分業者については、市ホームページでご確認ください。



● 事業系一般廃棄物の運搬方法 (一般廃棄物収集運搬業者の紹介)

事業系一般廃棄物は、産業廃棄物と同様、排出事業者が自ら運搬を行うか、収集運搬業者に委託し、許可の内容に合致した廃棄物の運搬を行うことができます。一般廃棄物収集運搬業者については、市ホームページでご確認ください。



※ 当該委託契約に当たり、契約書等の作成や保存に関する法的義務はありませんが、許可の内容や期限は定期的に確認するようにしてください。

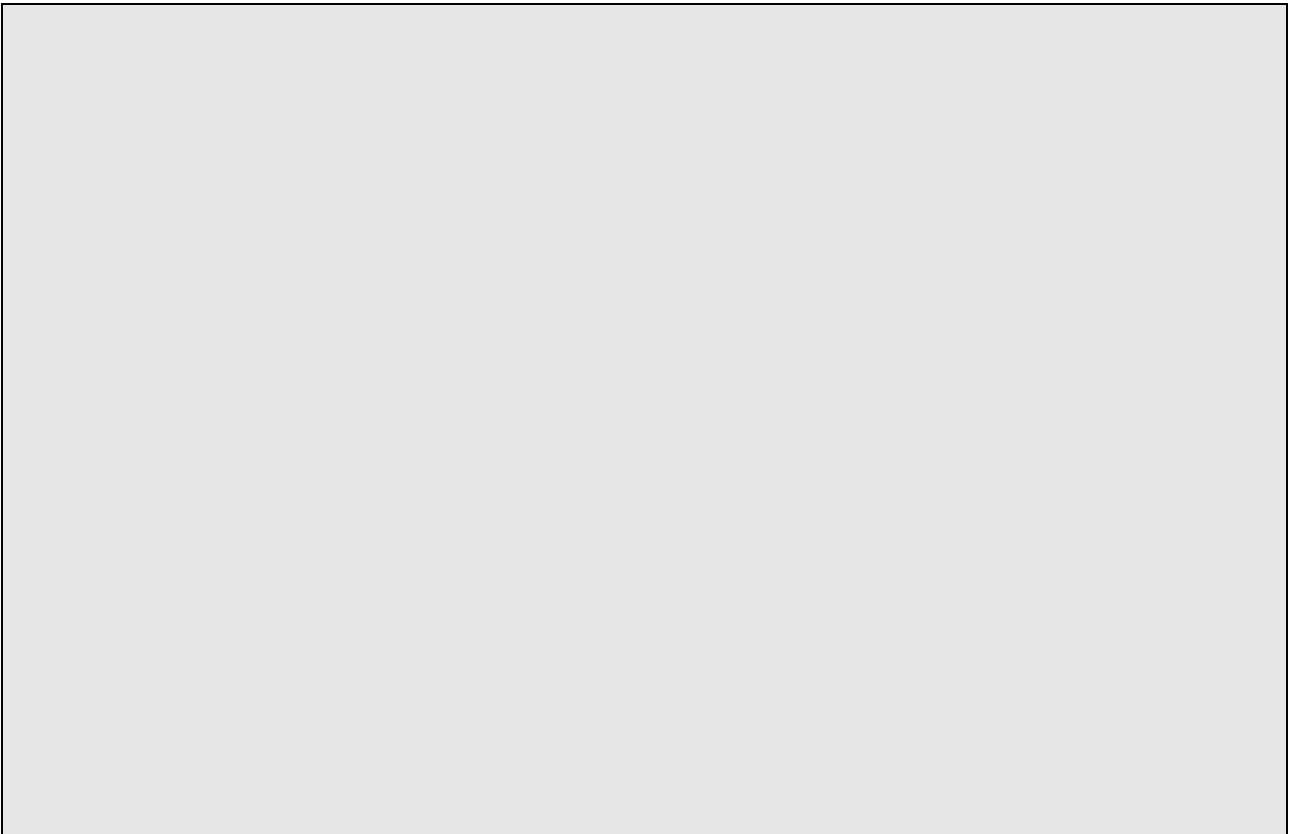
● 栃木県飲食業生活衛生同業組合による共同排出事業

栃木県飲食業生活衛生同業組合(☎028-625-5003)では、組合員を対象に、有料のごみ袋により指定の事業者が定期的に事業系一般廃棄物の収集運搬を行う「共同排出事業」を実施しています。

(広 告)



(広 告)



広告の内容については広告主に直接お問い合わせください。なお、廃棄物の処理を広告主に委託する場合は、事前に許可の内容を確認してから依頼してください。

5 廃棄物の減量と資源化

(1) プラスチック・スマート

● プラスチック・スマートの取組

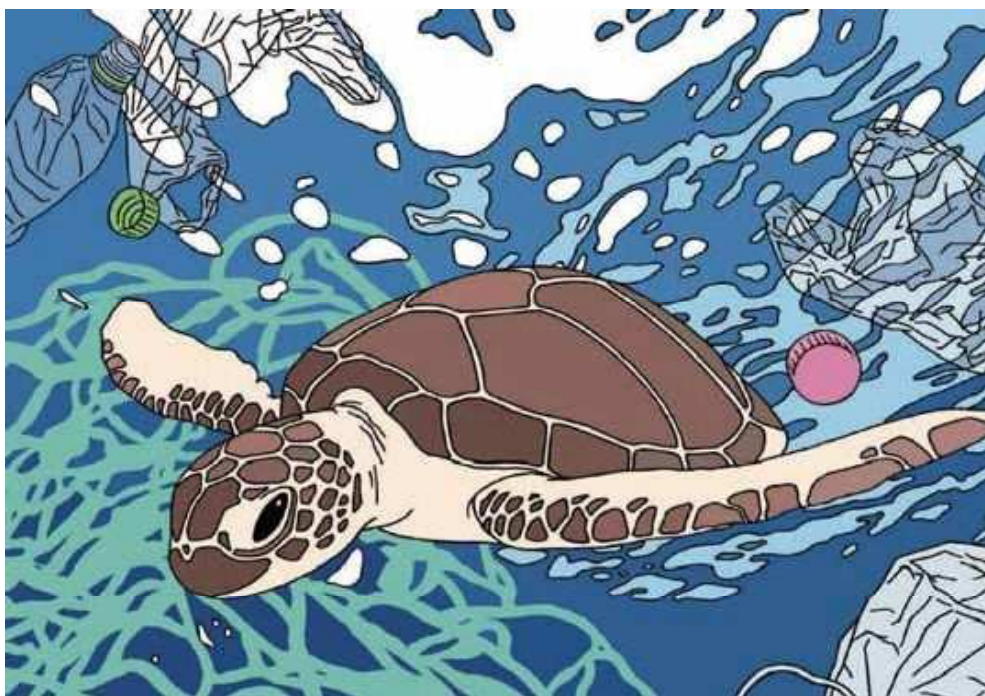
プラスチックは賢く付き合えば私たちに恩恵をもたらすものですが、資源循環の分野では不適正な管理などにより海洋に流出した「海洋プラスチックごみ」が世界的な課題となっています。

海に流れ込むごみの約8割は“街から出たごみ”と言われており、私たちの生産・消費行動とも密接に関わっていることから、プラスチックと賢く付き合うアクションである「プラスチック・スマート」を通じて、プラスチック使用量の削減に取り組むことが大切です。

● プラスチックの資源循環に向けた事業者の責務

あらゆる主体におけるプラスチックに係る資源循環の取組を促進するための措置が盛り込まれた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、事業者には次のような責務があると定められています。

- ① プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出するとともに、プラスチック使用製品廃棄物の再資源化を行うよう努めること
- ② 「プラスチック使用製品の使用の合理化」（なるべく長期間使用することや過剰な使用を抑制することなど）により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するとともに、プラスチック使用製品廃棄物の再資源化により得られた物を使用するよう努めること



● 特定プラスチック製品の使用の合理化

環境省が省令で定める12種類の「特定プラスチック製品」を商品に付随して提供する事業者は、削減目標の設定や使用の合理化に取り組む必要があります。詳しくは、環境省のホームページでご確認ください。



対象製品	主な対象業種	具体的な取組（例）
① フォーク ② スプーン ③ テーブルナイフ ④ マドラー ⑤ 飲料用ストロー	<ul style="list-style-type: none"> 各種商品小売業 飲食料品小売業 宿泊業 飲食店 持ち帰り・配達飲食サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> 木製スプーンや紙ストローを提供する。 飲料の蓋を飲み口機能付きに変更する。
⑥ ヘアブラシ ⑦ くし ⑧ かみそり ⑨ シャワーキャップ ⑩ 歯ブラシ	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊業 	<ul style="list-style-type: none"> アメニティを部屋に置かず、希望者にフロントで配付する。
⑪ 衣類用ハンガー ⑫ 衣類用カバー	<ul style="list-style-type: none"> 各種商品小売業 洗濯業 	<ul style="list-style-type: none"> ハンガーを店頭回収し、リユースまたはリサイクルを行う。

● 宇都宮市エコショップ・エコレストラン認定制度

本市では、プラスチックごみの排出抑制を始めとするごみの減量・資源化に取り組む小売店や飲食店を「エコショップ」、「エコレストラン」として認定し、市ホームページなどで公表しています。



■ プラスチックごみの排出抑制につながる取組の例



(2) 食品ロスの削減

● 食品ロスの削減に向けた事業者の役割と行動

事業系食品ロスは、製造・流通・調理の過程で発生する「規格外品」や「返品」、「売れ残り」のほか、外食事業における「作りすぎ」や「食べ残し」が主な発生要因であり、削減に向けては、あらゆる業種の事業者がそれぞれの役割や行動を理解し、実践することが重要です。

対象業種等	主な役割・行動
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送や保管に支障のないかぎり、包装資材の破損を許容し、返品を減らす。 ・ 規格外品や包装資材が破損したものなどであっても、食べられる未利用食品は「フードバンク」に提供する。 ・ 「フードシェアリングサービス」を活用し、売れ残りになりそうな食品を減らす。 ・ パッケージの工夫や食材の使いきり・食べきりに関する情報発信を通じ、家庭系食品ロスの削減を推進する。
食品製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料原料を無駄なく利用するとともに、製造・出荷工程における適正管理に努める。 ・ 食品の端材や形崩れ品については、新たな価値への転換や「フードバンク」への提供を検討する。 ・ 小分け包装を取り入れ、消費者が購入した後の家庭系食品ロス削減に寄与する。
食品卸売・小売事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天候や曜日を考慮して仕入れや販売を行うほか、季節商品は予約制にするなどして、余剰在庫を減らす。 ・ 消費者に「てまえどり」を促したり、値引き・ポイント付与を行ったりして、期限の近い食品を売りきる。 ・ 小分け販売や少量販売を取り入れ、消費者が購入した後の家庭系食品ロス削減に寄与する。
外食事業者（レストランや宴会場のあるホテルを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天候や曜日を考慮して仕入れや提供を行い、余剰在庫を減らす。 ・ 食べきれない量が選択できるメニューを導入したり、「もったいない残しましO(てん)！運動」を奨励したりして、消費者の食べきを促す。 ・ どうしても食べきれない消費者に対しては、食中毒のリスクに配慮した上で、料理の「持ち帰り」を促す。
すべての業種の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロスの状況と削減の必要性への理解を深め、社員等への啓発を行う。 ・ 災害時用備蓄食料を「フードバンク」に提供するなど、食品寄附の持続的・面的な拡大に貢献する。

※ 食品ロスの削減に取り組んだ後に生じる食品廃棄物については、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づき、飼料や肥料などの原材料への再生利用（リサイクル）に取り組んでください。

● 宇都宮市フードドライブ事業

本市では、市民や事業者から未利用食品を募り、それらをまとめて子ども食堂やフードバンクに提供しています。量が多い場合は職員が引き取りに伺いますので、ごみ減量課（028-624-2414）にご連絡ください。



● 宇都宮市フードシェアリング促進事業

本市では、スマートフォンを使って、売れ残りになりそうな食品と消費者をマッチングするフードシェアリングアプリ「TABETE（タベテ）」の利用をお勧めしています。登録料に対する補助制度もありますので、ぜひとも導入をご検討ください。



● 宇都宮市もったいない残しましO！運動協力店認定制度

本市では、「もったいない残しましO（てん）！運動」を推進しており、その趣旨にご賛同いただける飲食店や小売店を「協力店」として認定し、市ホームページなどで公表しています。

※ 「もったいない残しましO（てん）！運動」とは、「料理を10割食べきる」、「宴会の初めと終わりの10分は食事に専念する」などの取組のことで。



● 宇都宮市エコショップ・エコレストラン認定制度【再掲】

本市では、食品ロスの削減を始めとするごみの減量・資源化に取り組む小売店や飲食店を「エコショップ」、「エコレストラン」として認定し、市ホームページなどで公表しています。



Point 宇都宮版「てまえどりポップ」を活用してみませんか？

本市では、消費者に「てまえどり」を促すため、商品陳列棚に掲示する啓発資材として「アテンションポップ」と「帯ポップ」を作成し、無償配付しています。必要な場合はごみ減量課にご連絡ください。



Point 「mottECO」ロゴマークで持ち帰りOKの表示を！

環境省では、外食時に食べ切れなかった料理を持ち帰る行為の愛称として「mottECO（モッテコ）」を提唱しています。飲食店の取組のサインとしてこのロゴマークを表示するとともに、お客様に食中毒予防のための注意事項をしっかりと説明し、双方が安心して「持ち帰り」できる環境づくりにご協力ください。

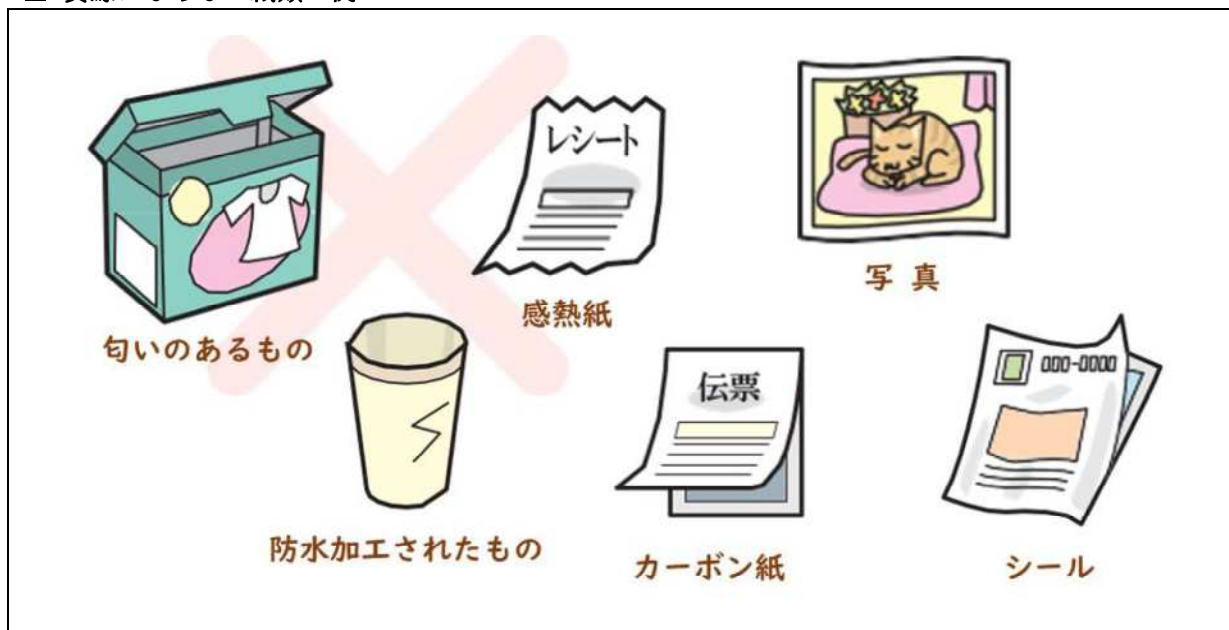


5 廃棄物の減量と資源化

(3) 古紙のリサイクル

新聞やコピー用紙だけでなく、包装紙や封筒、化粧箱なども貴重な資源になりますので、資源にならない紙類（匂いのあるものや防水加工されたものなどの異物を含む紙類）に注意して分別の上、古紙のリサイクルにご協力をお願いします。

■ 資源にならない紙類の例



(4) 家電4品目のリサイクル

「家電リサイクル法」で定められた廃棄物（エアコンやテレビ，冷蔵庫，洗濯機など）は，業務用として使用していた場合であっても回収の対象となりますので，購入店に引き取りを依頼するか，家電リサイクル券を購入の上，指定の持ち込み場所にお持ちください。



※ 専ら業務用として製造・販売されていたものは対象になりませんので，産業廃棄物として適正に処理してください。

(5) パソコンのリサイクル

使用済みのパソコンは「資源有効利用促進法」により，メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられており，本市では受け入れることができませんので，メーカーや専門業者に回収を依頼してください。

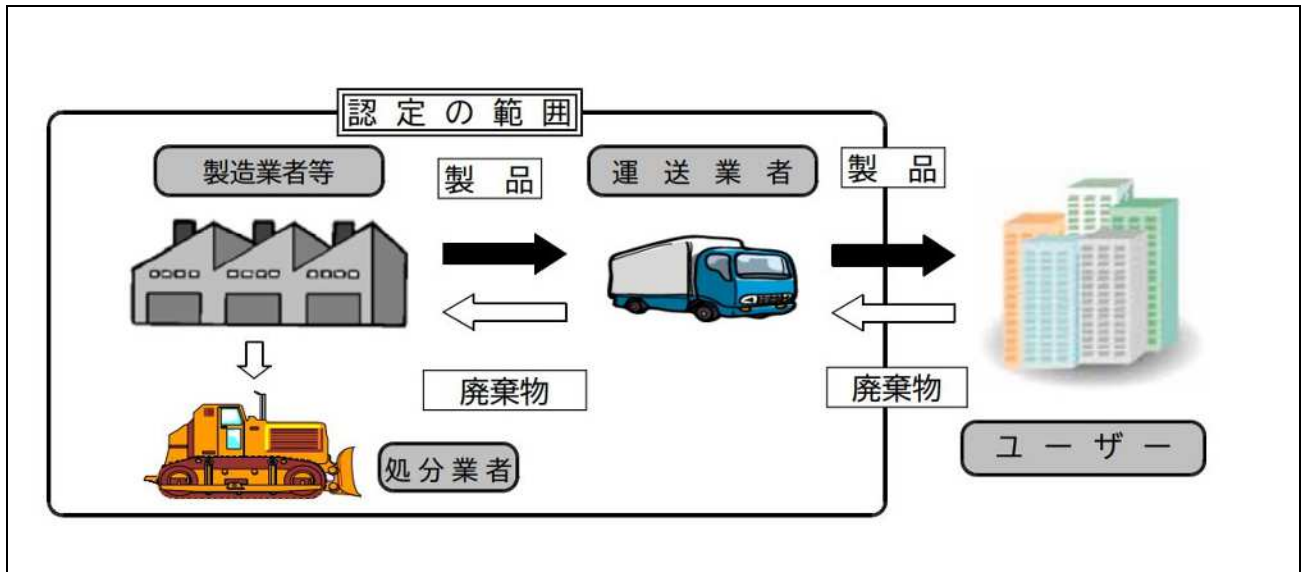
※ 制度の詳細については，一般社団法人 パソコン3R推進協会（☎03-5282-7685）にお問い合わせください。

(6) 産業廃棄物広域認定制度の活用

拡大生産者責任（EPR）の考え方にに基づき、メーカーなどが主導して広域で廃製品を処理することを国が認定する制度で、製品の性状・構造を熟知した事業者による高度な再生処理が期待できるほか、収集運搬の許可や manifests の交付を必要とすることなく処理が行えます。認定状況や対象品目については、環境省のホームページでご確認ください。



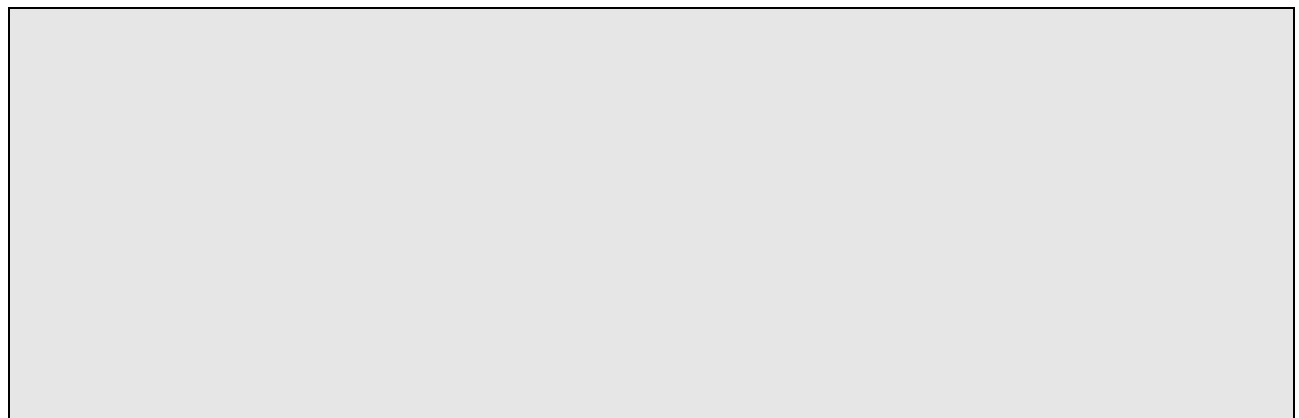
■ 概念図（出典：環境省説明資料）



(7) 有価物としての処分

事業所から出る不要物でも、再使用や再生利用に当たって有償で譲渡するもの（金属くずや古紙など）は「有価物」といい、「廃棄物」には該当しませんので契約書や manifests は不要ですが、「古物営業法」などの関係法令に従って適切に処分してください。

（ 告 告 ）



広告の内容については広告主に直接お問い合わせください。なお、廃棄物の処理を広告主に委託する場合は、事前に許可の内容を確認してから依頼してください。

6 その他

● 感染性廃棄物の適正処理

病院や診療所、介護老人保健施設などの医療関係機関から排出される感染性のある廃棄物は、特別管理廃棄物に指定されており、法に基づいて適正に処理する必要があります。詳しい処理手順については、環境省が作成する「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」でご確認ください。



● 石綿（アスベスト）含有廃棄物等の適正処理

石綿含有吹付け材や石綿含有保温材などの廃石綿等（特別管理産業廃棄物）や、工作物の新築や改装、除去に伴って生じる石綿含有廃棄物は、法に基づいて適正に処理する必要があります。詳しい処理手順については、環境省が作成する「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」でご確認ください。



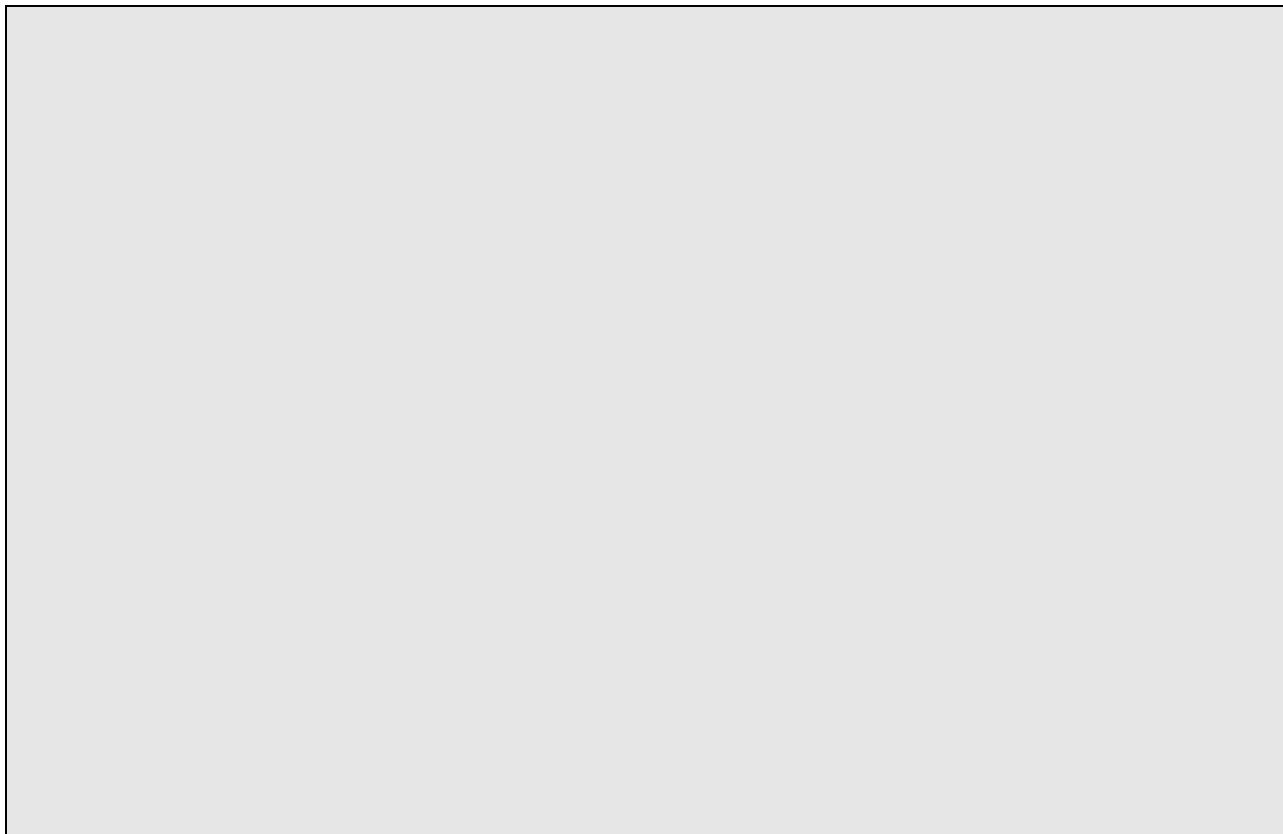
Point 事業者向け廃棄物適正処理出前講座のご案内

本市では、事業系廃棄物の種類ごとの分け方・出し方や、プラスチックごみ・食品ロスの減らし方などについて、従業員の皆様に理解を深めていただくための講座を開催しています。職員が勤務先にお伺いし、クイズや質疑応答などを交えて分かりやすくご説明しますので、社員研修の機会などにご活用ください。

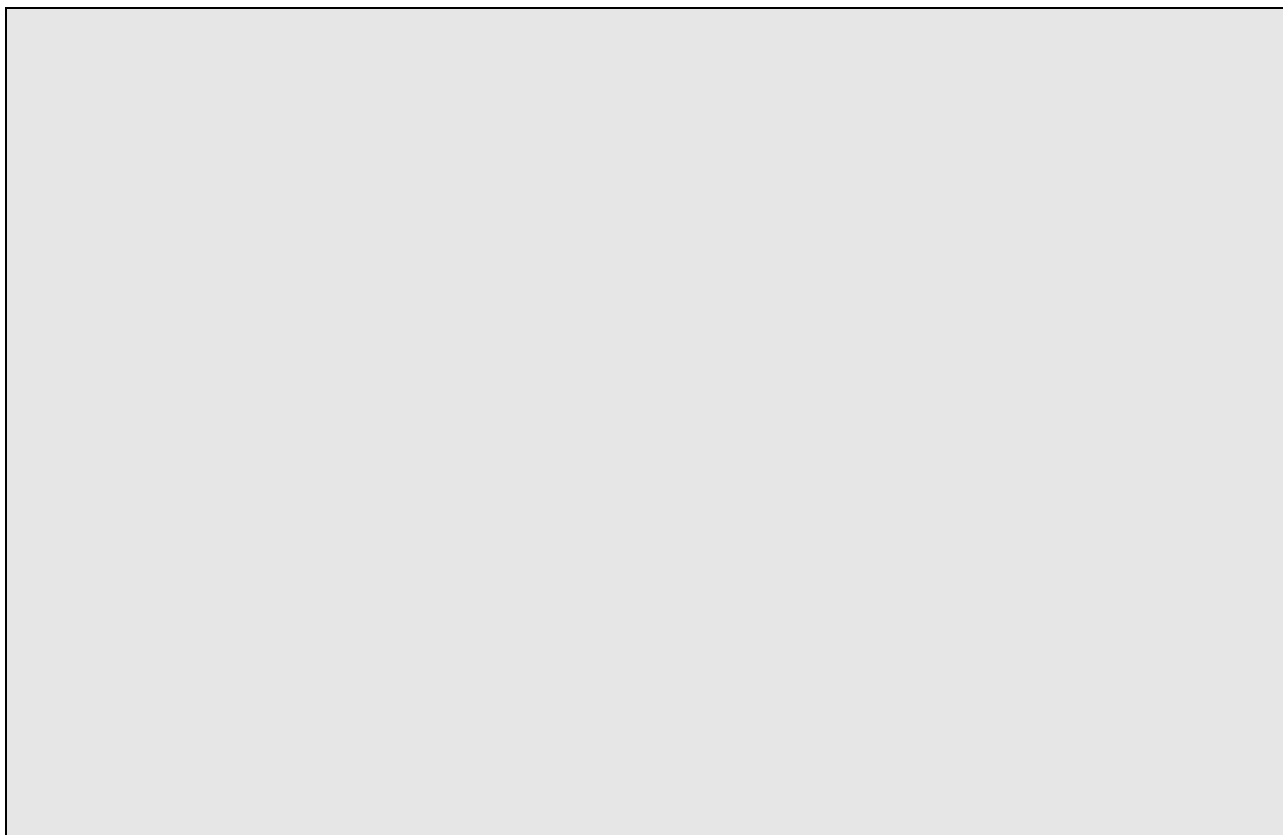


開催できる日	原則として平日（休日は要相談）
所要時間の目安	30～60分
最低聴講人数	10名程度
お問い合わせ先	ごみ減量課（☎028-632-2414）

(広 告)



(広 告)



広告の内容については広告主に直接お問い合わせください。なお、廃棄物の処理を広告主に委託する場合は、事前に許可の内容を確認してから依頼してください。

(広 告)



(広 告)



広告の内容については広告主に直接お問い合わせください。なお、廃棄物の処理を広告主に委託する場合は、事前に許可の内容を確認してから依頼してください。

(相談・お問い合わせ)

廃棄物の処理全般に関すること

宇都宮市環境部ごみ減量課

☎028-632-2414

産業廃棄物処理業者に関すること

公益社団法人 栃木県産業資源循環協会

☎028-612-8016

令和8年3月発行